

○厚生労働省令第七十九号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十四条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

厚生労働大臣 長妻 昭

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第一号の二十を第一号の二十一とし、第一号の六から第一号の十九までを一号ずつ繰り下げ、第一号の五の次に次の一号を加える。

一の六（三RS）―三―（四―アミノ――オキソ――三―ジヒドロ―二H―イソインドール―ニール）ピペリジン―二・六―ジオン（別名レナリドミド）及びその製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。